

第二十八回国会 建設委員会 議 録 第 十 七 号

昭和三十三年三月二十五日(火曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事 内海 安吉君 理事 大島 秀一君

理事 大高 康君 理事 荻野 豊平君

理事 久野 忠治君 理事 前田 榮之助君

理事 三鍋 義三君

池田 清志君 井原 岸高君

薩摩 雄次君 徳安 實藏君

廣瀬 正雄君 堀川 恭平君

松澤 雄蔵君 山口 好一君

出席政府委員

建設政務次官 堀内 一雄君

建設事務官 町田 稔君

(計画局長)

委員外の出席者

建設事務官(計画局長) 志村 清一君

建設技官(計画局長) 岩井 四郎君

下水道課長 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

三月二十四日

委員 渡澤寛君辞任につき、その補欠として河野金昇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 馬場元治君及び井手以誠君辞任につき、その補欠として井原岸高君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 井原岸高君辞任につき、その補

欠として馬場元治君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

下水道法案(内閣提出第一四六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

下水道法案(内閣提出第一四六号)

〇西村委員長 これより会議を開きます。

昨日付託になりました内閣提出下水道法案を議題とし、審査に入ります。

まず本案の趣旨につきまして説明を聴取いたします。堀内政務次官。

下水道法案

下水道法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公共下水道(第三条・第二十五条)

第三章 都市下水道(第二十六条・第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条・第四十四条)

第五章 罰則(第四十五条・第四十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共下水道及

び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公共衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは附随する廃水(以下「汚水」といふ。)又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)(又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置する下水道で、下水を排除すべき区域が政令で定める規模以上のもの又は終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

四 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以

上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

五 終末処理場 屎尿を含む下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

六 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

七 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

第二章 公共下水道

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとしないときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」といふ。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画に定めるべき事項)

第五条 前条の事業計画において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに予定排水区域

二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力並びに予定処理区域

三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(認可基準)

第六条 主務大臣は、第四条の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

- 一 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。
- 二 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。
- 三 予定排水区域又は予定処理区域が排水施設又は終末処理場の配置及び能力に相応していること。
- 四 当該地域に關し都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第三條の規定により都市計画又は都市計画事業が決定されている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(構造の基準)

- 第七條 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。
- (放流水の水質の基準)
- 第八條 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水(以下放流水という)の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬ。
- (供用開始の公示等)
- 第九條 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他主務省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した

- 図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなればならぬ。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水道の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と読み替へるものとする。
- 第十條 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備(以下「排水設備」という)を設置しなければならぬ。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。
- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- 二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く)にあつては、当該土地の所有者
- 三 道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう)その他の公共施設(建築物を除く)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。
- (排水に關する受忍義務等)
- 第十一條 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならぬ者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができ、この場合においては、他人の土地又は排水設備に最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができ、又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならぬ者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持を

- するためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができ、この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合において、は、その者に對し、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。
- (除害施設の設置等)
- 第十二條 公共下水道管理者は、次の各号に掲げる水質の下水を排除し、継続して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従ひ、条例で、当該下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という)を設け、又は必要な措置をしなければならぬ旨を定めることができる。
- 一 著しく公共下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道の施設を損傷するおそれのある下水
- 二 多量の有毒物質を含む下水その他放流水の水質を第八條の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある下水
- 2 前項の条例は、公共下水道の機能及び構造を保全し、又は放流水の水質を第八條の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。
- (排水設備等の検査)
- 第十三條 公共下水道管理者は、日

- 出後日没前に限り、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建築物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (使用制限)
- 第十四條 公共下水道管理者は、公共下水道に關する工事の施行その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時的に制限することができる。
- 2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあつては、その時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。
- (兼用工作物の工事)
- 第十五條 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物(以下これを「他の工作物」という)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下

水道の施設に関する工事を施行せしめ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(兼用工作物の費用)

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することのできる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備

備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(放流水の水質検査等)

第二十一条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

(設計及び工事の監督管理)

第二十二条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合(政令で定める場合を除く)においては、その設計(その者の責任において設計図書を作成することを含む)又はその工事の監督管理(その者の責任において設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することを含む)については、政令で定める資格を有する者以外に行わせてはならない。

格を有する者以外に行わせてはならない。

(公共下水道台帳)

第二十三条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳(以下「公共下水道台帳」という)を調製し、これを保管しなければならない。

2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(行為の制限等)

第二十四条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

一 公共下水道の排水施設の閉鎖である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く)。

二 公共下水道の排水施設の閉鎖である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く)。

一項の規定により排水設備を設ける場合を除く)。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に關し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 都市下水路

(管理)

第二十六条 都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは管理することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応

じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(指定)

第二十七条 前条の規定により都市下水路を管理する者(以下「都市下水路管理者」という)は、下水道を都市下水路として指定するときは、都市下水路となるべき下水道の区域を公示し、かつ、これを表示した図面を当該都市下水路管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更するときは、同様とする。

2 都市下水路管理者は、前項の指定をしようとする場合において、当該指定に係る区域の全部又は一部がかんがい排水施設の利用を兼ねているときは、あらかじめ当該指定に關係のある土地改良区(土地改良区の存しない地域にあつては、農業協同組合その他の水利関係団体)の意見をきかなければならない。

(管理の基準等)

第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。

2 都市下水路の構造及び維持管理に關し必要な技術上の基準は、政令で定める。

(行為の制限等)

第二十九条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く)をしようとする者は、条例で定めるところにより、都市下水路管理者の

許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、同様とする。

一 都市下水路に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。

二 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。

2 都市下水路管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。

3 都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に固着し、横断し、又は第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(工事中の者を含む)は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

第三十条 次に掲げる事業所の当該都市下水路に接続する排水施設の構造は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

一 工場その他の事業所(一団地の住宅経営、社宅その他これらに類する施設を含む。以下この

条において同じ)で政令で定める量以上の下水を同一都市下水路に排除するもの

二 工場その他の事業所で政令で定める水質の下水を政令で定める量以上に同一都市下水路に排除するもの

2 前項の規定は、都市下水路の指定の際現に当該都市下水路に接続する排水施設については、同項の事業所について政令で定める大規模な増築又は改築をする場合を除き、適用しない。

(準用規定)

第三十一条 第十五条から第十八条まで、第二十三条及び第二十五条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道管理者」とあるのは「都市下水路管理者」と、「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と、第二十三条中「公共下水道台帳」とあるのは「都市下水路台帳」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ

じめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に取用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(許可又は承認の条件)

第三十三条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができ、

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(公共下水道に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

(公共下水道に関する資金の融通)

第三十五条 国は、公共下水道の設置又は改築を行う地方公共団体に對し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

(国有地の無償貸付等)

第三十六条 普通財産である国有地は、公共下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(主務大臣の工事に関する監督等)

第三十七条 主務大臣は、公共下水道管理者の工事の各号の一に該当する場合においては、当該公共下水道管理者に対し、その工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 第四条の認可を受けないで公共下水道に関する工事を施行する場合

二 第四条の認可を受けた事業計画に違反して公共下水道に関する工事を施行する場合

2 主務大臣は、公共下水道又は都市下水路の構造が第七号又は第二十八条第二項の技術上の基準に適合していない場合においては、当該公共下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、期間を定めて、当該公共下水道又は都市下水路を改善すべき旨を命ずることができる。

(公共下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道又は都市下水道に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公共下水道又は都市下水道の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道又は都市下水道の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、前二項の規定により、処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を通知することができないときは、公共下水道

管理者又は都市下水道管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行ふべき旨及びその期限までにその措置を行わなければならないとき、公共下水道管理者若しくは都市下水道管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行ふべき旨をあらかじめ公示しなければならぬ。

5 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

7 公共下水道管理者又は都市下水道管理者は、第五項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者又は都市下水道管理者から必要な報告を徴することができ。

(権限の委任)

第四十条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(国等の特例)

第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水道管理者とあらかじめ協議することをもちて足りる。

(特別区に関する規定)

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替へるものとする。

(異議の申立)

第四十三条 この法律の規定により公共下水道管理者又は都市下水道管理者がした処分について不服のある者は、当該処分があつた日から三十日以内に、当該処分をした公共下水道管理者又は都市下水道管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

2 前項の異議の申立があつたときは、公共下水道管理者又は都市下水道管理者である地方公共団体の長は、申立を受理した日から三十日以内に、文書をもつて決定しなければならぬ。

3 訴訟法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の異議の申立について準用する。

(主務大臣)

第四十四条 この法律において主務大臣は、建設大臣(終末処理場に関する事項については、厚生大臣)とする。

2 この法律において主務省令は、厚生省令、建設省令とする。

第五章 罰則

第四十五条 公共下水道又は都市下水道の施設を損壊し、その他公共下水道又は都市下水道の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道又は都市下水道の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十八条第一項又は第二項の規定による公共下水道管理者又は都市下水道管理者の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の廃止)

第二条 下水道法(明治三十三年法律第三十二号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(公共下水道に関する経過措置)

第三条 この法律(以下「新法」という。)の施行前に市町村が旧法第二条の規定による認可を受けて築造した又は築造中の下水道(以下「既設公共下水道」という。)は、当該市町村が新法第四条の規定による事業計画の認可を受けて設置した又は設置中の公共下水道とみなす。

2 新法第七条の規定は、既設公共下水道については、これを改築する場合を除き、適用しない。

3 新法の施行の際現に供用を開始している既設公共下水道については、旧法第三条の規定に基き当該既設公共下水道により下水を排除すべき地域を新法第二条第六号に規定する排水区域とみなす。

4 新法の施行の際現に処理を開始している終末処理場については、附則第六条の規定による改正前の建築基準法第三十一条第三項の規定により特定行政庁が指定した区域を新法第二条第七号に規定する処理区域とみなす。

5 新法の施行の際現に既設公共下水道に關し、権原に基き、新法第二十四条第一項各号に規定する施設又は工作物その他の物件を設けている者(「工事中の者を含む。）」は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

6 新法の施行の際現に既設公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に關し、権原に基き、施設又は工作物その他の物件を設けている者(「工事中の者を含む。」)につ

いては、新法第二十四条第三項に規定する場合を除き、公共下水道管理者は、同項の規定にかかわらず、その権限に基いてなお当該施設又は工作物その他の物件を設けることができるものとされている期間に限り、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物その他の物件を設けさせることができる。

(旧法に基く処分等に関する経過措置)

第四條 新法の施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

(地方財政法の一部改正)

第五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の二中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十條の三中第八号を削り、第九号を第八号とする。

(建築基準法の一部改正)

第六條 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「汚物処理の設備を有する下水道を利用することが出来る区域」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)第二条第七号に規定する処理区域」に改め、同条第二項中「前項の下水道」を「下水道法第二条第五号に規定する終末処理場を有する公共下

水道」に改め、同条第三項を削る。

(土地収用法の一部改正)

第七條 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三條第十八号中「下水道法(明治三十三年法律第三十二号)による下水道」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)による公共下水道若しくは都市下水路」に改める。

(道路法の一部改正)

第八條 道路法の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中「下水道法(明治三十三年法律第三十二号)」を「下水道法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

理由

下水道の整備を図ることによつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与するため、現行下水道法を全面的に改正して、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理に關し必要な基準等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○堀内政府委員 ただいま議題となりました下水道法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道は都市における浸水の防止、生活環境の改善、公共水の汚濁防止等に重大な關係を有しまして、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のために欠くことのできない施設であります。近時市街地の急激な発展、化学肥料の普

及による屎尿処理の行き詰まり、工業用水の大規模な使用等は、下水道の整備による下水の計画的かつ合理的な排除を一そう緊急を要するものとしていのであります。しかるに、下水道は都市の公共施設のうちでは最も整備のおくれた分野でありまして、今後大いに力を入れてその整備をはかつていく必要があるものであります。しかも、下水道の整備は、都市における今後の道路網の整備と軌を一にする必要があり、この意味においても下水道の整備は、今後都市計画の一環として急速かつ強力に推進されなければならないのであります。

政府におきましては、従来より下水道の普及に意を用ひ、所要資金の確保、維持管理の強化、国庫補助金の増額等をはかつてきたのであります。これを規制する下水道法は古く明治三十三年制定のものであり、下水道の整備を促進するために必要な設置及び管理の基準、下水排除の責任、使用料の負担、下水道の管理を妨げる行為の制限、国の助成措置等の規定が整備されておらず、今後大いに促進する必要がある下水道を律するには不十分な点がありますので、今回その全面的改正をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

第一に、下水道を公共下水道と都市下水路とに分けて規定することとした。公共下水道とは、従来改良下水道と称されてきたものでありまして、主として暗渠により道路の地下に埋設され、市街地に網状に布設されるものであります。都市下水路とは、従

来在来水路あるいは公共溝渠等と称されているもののうち規模が大で、市街地の浸水防止及び生活環境の改善に重大な關係を有するものであります。この公共下水道及び都市下水路の整備は、その公共性にかんがみ、地方公共団体において管理することが最も適当でありますので、公共下水道及び都市下水路の管理は第一次的に市町村が、第二次的に都道府県が行うものとして、下水道の管理責任を明確にしたのであります。

第二に、公共下水道に關しては、その構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理等について技術上の基準を定め、また技術者による設計及び工事の監督管理、公共下水道台帳等の制度を採用し、これによつて公共下水道の健全な発達及び公共水の汚濁防止の実現を期したのであります。都市下水路に關しても、その構造及び維持管理の基準、都市下水路台帳その他の規定を設け、必要な規制を行うこととしたのであります。

第三に、公共下水道及び都市下水路の利用の調整に關する規定を設けることとした。公共下水道に關しては、その供用開始の際下水排除の責任を負ふべき地域を排水区域として、これを公示せしめるとともに、その区域内の土地の所有者または占有者にその土地の下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置する義務を課することとして、公共下水道の利用の増進をはかることとしたのであります。これに伴ひ、その利用者間の受認義務の規定を設け、また公共下水道に特に悪質の下水を排除するものに対し除害施設の設置を命じ得る道を開く

こととする等の規定を設けることとしたのであります。なお都市下水路に關しても、特に都市下水路の機能を妨げるおそれのある下水を排除するものに對し、特定排水施設として構造上の基準を定めることとしたのであります。

第四に、公共下水道及び都市下水路の公共性にかんがみ、下水道の維持管理に障害を及ぼすおそれのある行為の制限の規定を設けて、その機能の保全をはかることとした。第五に、公共下水道に關して使用料及び工事負担金等の制度を設け、国民に過当な負担とならない範囲内において、その設置及び維持管理の費用の一部をまかなはせることとし、公共下水道の急速なる普及に役立たしめることとした。

第六に、公共下水道に対する国庫補助、資金の融通並びに公共下水道及び都市下水路に對する国有地の無償貸付もしくは譲与等の助成の制度を設けることとした。その他下水道の監督に關する規定等下水道の管理に關し必要な規定を設けることとした。以上が下水道法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○西村委員長 續いて補足説明を聴取いたします。町田計画局長。

○町田政府委員 下水道法案の概要を条を追つて御説明申し上げます。まず第一條につきましては、下水道法の目的を明示いたしましたものでありまして、この法律は公共下水道と都市下水路について、その設置その他の管理の基準等を定めることによつて、公共

下水道及び都市下水路の整備を促進することとしておりますが、下水道のうち最も重要なこれら二種類のものについての整備をはかつていくことが、すなわち都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与することとなる趣旨を明らかにしようとしております。

第二条は、この法律において用いられる用語の定義を掲げたものでありますが、まず下水道を流れる下水を、生活もしくは事業に伴って生ずる廃水と雨水をいふものとし、農耕に伴う灌漑排水を除くすべての廃水を下水道において取扱うこととし、従って下水道とはこの下水を排除するために設けられる排水施設、及びこれに接続してその下水を処理するために設けられる施設、またはこれらの施設を補完するために設けられる施設の総体をいふものとしたしました。

次に公共下水道及び都市下水路について定義を掲げ、この法律において規制の対象となる二種類の下水道について、その意味を確定いたしました。

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体が設置するもので、下水を排除すべき区域が政令で定める規模以上であるかあるいは終末処理場を有するものであり、その構造は排水施設の相当部分が暗渠でなくてはならぬものとしたしました。

都市下水路はこれに對しまして、地方公共団体が管理している在来の水路、みぞ等であれば、規模について若干の規格をいうほかは、当該団体が単に指定することによって都市下水路となつて、この法律の規定の適用を受けることとしたのであります。

次に終末処理場についてであります。これは尿尿を含む下水を最終的に処理する施設であるとしたしまして、下水道の終末処理場は必ず尿尿を含む下水を処理する機能を果すべきものとしたのであります。

以上で第一章の総則を終え、第二章は公共下水道に関する章といたしまして、公共下水道について詳細規定いたしております。

第三条は、公共下水道の設置その他の管理は原則として市町村が行うべきものとし、都道府県は二以上の市町村の行いがたい例外的場合にのみその同意を得て行い得るものとしたが、これは現下水道法では市のみに限定していたことと対照をなすものと考へられます。

第四条は、公共下水道を設置しようとするときは、まず事業計画を定めて主務大臣の認可を受けるべきものとしたのであります。公共下水道は、特定区域を排水区域と定めて、その区域内のすべての土地家屋の所有者等に排水義務を課するほか、その構造が複雑であり、かつ長期の計画的配慮のもとに設置すべきものでありますから、国の後見的監督を必要とされるものであります。

第五条は、その重要な内容を列挙して事業計画の記載事項とした規定であります。

第六条は、主務大臣が認可しようとする際の審査すべき事業計画の判断基準を示したものであります。この規定は、一面よりすれば事業計画の作成基準を示したものであるものであります。公共下水道の配置、能力、構造、排水区域または処理区域の範囲、

工事着手の適時等についてよりべきおもな基準を表示したものであります。

第七条は、公共下水道の構造についての技術上の基準を別途詳細政令で定めることとしたものであります。

第八条は、公共下水道から放流される下水の水質の基準を政令で示すこととしたものであります。下水道からの放流水による公共水の汚濁を防止するには、まず放流水の水質基準を定める必要があると考えられるのであります。

第九条は、公共下水道を公共の利用に供しようとする場合に、あらかじめ必要な事項を公示して、排水設備を設置し、下水を排除する義務を負う排水区域等を住民に明示して、その利便に供すべき旨を規定したものであり、特に終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合には、処理区域を示して、その区域内の下水は尿尿を含む下水として公共下水道に流入させてもよいこと、すなわち水洗便所を下水道に直結させてもよいことをあらかじめ公衆に知らせるようにしたものであります。

第十条は、公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びその他の管理をすべき義務を負う旨の規定であります。まして、現下水道法の規定と同趣旨の規定をより明確にしようとしたものであります。

第十一条は、その排水義務の履行のために他人の土地または他人の排水設備を利用しなければならなくなる場合に、その利用を法律上当然に可能とする旨の規定であります。民法の相隣関係若干拡張したものであります。

が、現下水道法の考え方を受け継いでいる規定であります。

第十二条は、特定の悪質な下水を流入させる者に対し、政令で定める基準に従つて、条例によつて、除害施設の設置あるいは下水を適切に処理した上で公共下水道に流入させるように命ずることができるとしたものであります。これによつて、公共下水道の施設を保護し、またはその放流水による公共水の汚濁を防止する措置の相当の程度が可能となるわけでありました。

次に第十三条は、公共下水道に下水を流入させる措置を講じ、そのために適当な排水設備を設けるようにした以上三つの義務履行を監視するために、公共下水道管理者に対し立ち入り検査権を認めた規定であります。

第十四条は、公共下水道の供用を一旦開始した以上は、下水排除の性質上当然に任意に供用を停止することは公共の利益に著しく反する結果となるわけであり、法律としては特定の限られた場合にのみその供用の一時停止を認め、かつその場合にもあらかじめ公衆にその旨を知らせて不便なからしめるようにすべきものとしたのであります。

第十五条及び第十六条は、公共下水道の公共性にかんがみ、その施設の部分的改築、修繕等の工事あるいは通常の維持行為は、これを利用し、あるいはこれによつて利便を受けるすべての者に行わせる方がよいのであります。が、その趣旨にのつとる一方、公共下水道の工事の複雑さも考慮に入れて、公共下水道管理者との協議またはその承認に基いて他の者に行わせることを認めたものであります。

第十七条は、そのうち公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねる場合の費用の負担区分の規定であります。

第十八条及び第十九条は、それぞれ公共下水道の施設を損傷した行為により、あるいは一定量以上の排水能力のある排水設備を公共下水道に接続させる行為により、公共下水道の施設の修繕または改築をする必要を生じた場合における費用負担の規定であります。

第二十条は、公共下水道を使用して下水を排除する者に対して、条例で使用料を納入させることができることとしたものであります。元来下水の排除は地方公共団体の事務として行すべきものではありましたが、公共下水道の施設には多大の資金を必要とし、また住民に著しく利益を与えることになるわけであり、公共下水道により利益を受ける者から、その施設に要する費用の額を限度として使用料を徴収してその施設の促進をはかることは、現在の段階では適切な措置であると考えられるのであります。第二十条はこの趣旨に出て、その使用料の限度を明定したものであります。

第二十一条は、放流水の水質管理上必要な規定であり、第二十二条は構造管理上、第二十三条はその利用、保全上必要な規定であります。

第二十四条もこれらの規定の趣旨と同じく、公共下水道の施設の管理の適正を期するため、これに物件を設ける行為を制限し、または禁止する措置を講じたものであります。

第二十五条は、この法律に規定するもの以外に、なほ必要な事項については、条例で定めることができる旨を、

当然ながら念のために規定しております。

第三章は、都市下水路に関する規定を集めております。

まず都市下水路の設置その他の管理は、公共下水道のそれと同じく市町村を第一義とし、都道府県は例外的にのみ行い得るものとしたしました。都市下水路は、その性質上新たに設置していく場合が少く、在来の水路について改修管理を行うものでありますから、第二十七条の規定により指定行為によつてその施設を特定するものとし、その際灌漑排水施設の効用をも果している場合には、当該効用について利害関係のある土地改良区等の意見を聞くことによつてその間の調整をとることとしたしております。第二十八条及び第二十九条は、その構造管理上あるいは利用管理上必要な規定であります。

第三十条も同様の趣旨に出でるものであります。特定量以上の下水があるいは悪質の下水を多量に排出する排水施設が都市下水路に接続する場合には、一定の構造基準によつたものでなければならぬ旨を規定することによつて、都市下水路の整備をはかつていくのと並行して、これら大規模な排水施設についても都市下水路に準じた整備を要求して、当該地域の下水の処理の完璧を期することとしたしました。

第三十一条は、公共下水道に関する工事及び費用負担の規定と台帳整備及び条例による規制に関する規定をそのまま都市下水路に準用したものであります。都市下水路の公共性について公共下水道と軌を一にする面をとらえたものであります。

第四章以下は、公共下水道と都市下水路に通ずる共通の管理権の行使の態様、主務大臣の監督権の行使、国の助成、主務大臣の所管区分等について規定したものであります。

まず第三十二条は、公共下水道または都市下水路に関する調査、工事等のための他人の土地の立ち入りまたは一時使用の権限を当該管理者に対して付与する規定であります。

第三十三条は、当該管理者が第三者に工事または行為の承認または許可をする際に最小限度の条件をつけることができることとした規定であり、公共水道または都市下水路の公物たる性質上最小限度必要であると考えられるものであります。

第三十四条から第三十六条までは、国の助成に関する規定であります。第三十七条は、主務大臣の公共下水道または都市下水路に関する監督規定でありまして、公共下水道についての事業計画あるいは構造と都市下水路の構造をこの法律の命ずるところに従つて保持させるために必要な規定であります。

第三十八条は、公共下水道管理者または都市下水路管理者に対して当該施設の維持管理に必要な公権力を付与した規定であります。むしろ範囲を限定し特定の違反行為の場合のほかに、工事のためにやむを得ない場合その他公益上やむを得ない場合にのみ行使し得るものとしたものであります。

第三十九条は、主務大臣による監督上必要な報告の徴収。第四十条は、主務大臣の都道府県知事に対する権限の委任。

第四十一条は、国または地方公共団体が公共下水道または都市下水路に施設その他の物件を設ける場合の特例に関する規定であります。

第四十二条において、公共下水道及び都市下水路は、東京都におきましては特別区とせず、都において一括行うべきものとしたしました。

第四十三条は、公共下水道管理者または都市下水路管理者のした処分について異議の申し立ての道を開いてその権力行使の適正を求めることができることとし、当該管理者に認められた公権力行使との調整をはかつたものであります。

第四十四条は、この法律に規定する主務大臣は原則として建設大臣とし、終末処理場に関する事項については厚生大臣として、さきに定められた所管分割にのつとめて明確に権限分配を規定したものであります。

第五章、罰則の規定は必要最小限度のものとし、地方公共団体については悪をなすの原則に従つて一切罰則の規定は設けないこととしております。

附則におきましては、この法律の施行は公布の日から一年以内に政令で定めることとしたしましたが、これはこの法律の施行につきまして各種の政令の準備が必要となるので、その必要な期間だけ施行を延期していただきたい趣旨であります。

公共下水道に関する経過措置といったしましては、現下水道法に基いて築造した下水道はすべて公共下水道として取り扱い、その排水区域または処理区域はそのまゝこの法律に基づく排水区域または処理区域とし、公共下水道となるべきものに設けられている施設その他

の物件はそのままこれを認めるものとしたしました。地方財政法、建築基準法その他の法律の改正は、この法律の規定の趣旨あるいは規定の文言上当然に改正すべきものとして取り扱つたものであります。

以上で逐条による大要の説明を終わります。なお、詳細の点につきましては御質疑に基き十分御納得の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○西村委員長 本案に対する質疑は次会より行ふこととし、次会は公報をもつてお知らせすることとしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会